

新型コロナウイルス感染者等発生に係る対策実行計画

1. 本計画の目的

本学において、新型コロナウイルス感染者等が発生した際の対応を具体的に定め、適切かつ速やかな対策の実施を図る。

また、学生及びその保護者、本学が実施する学修・実習・研修等に関わる関係機関等及び県民に対し、本学の新型コロナウイルス対策に係る情報を提供することで、本学の対応に係る理解と協力を求める。

【用語の定義】

本計画における用語の定義は下記のとおりとする。

感染者：PCR検査等により、新型コロナウイルス感染症と診断された者

接触者：感染者と接触した者。保健所又は本学の判断により決定する。

濃厚接触者：接触者のうち、感染者と濃厚な接触があった者。同居や長時間の接触などの要件を勘案して、保健所が決定する。

PCR検査等：新型コロナウイルス感染症の診断のため、保健所又は医療機関の判断により実施するPCR検査又は抗原検査。保健所又は医療機関の判断によらない民間機関の検査キット等は除く。

2. 対策の実施における原則

- 感染拡大防止を最重要課題として取り組む。
- 本学の学びの質を維持し、対面授業を中心とする学修と学外実習の継続に努める。
- 教職員及び学生の心身の健康及び個人情報の保護に十分に配慮した対応を行う。
- 学内外に対し、速やかに適切な情報発信を行う。

3. 報告と情報共有

(1) 報告対象者の区分ごとの報告及び情報共有のあり方は、別紙のとおりとする。

(2) 具体的な連絡・報告の方法等について

①風邪症状や発熱その他の症状のある場合の連絡方法

保健室 017-765-2112 (平日 8:30～15:30)

教務学生課 017-765-2007 (平日 8:30～17:15)

<休日等で上記に連絡がつかない場合の連絡先> 防災センター 017-765-2111

②PCR検査等に関する連絡方法

- 医療機関の判断により、PCR検査を受ける者（以下、PCR検査予定者という。）又

は接触者・濃厚接触者として保健所から連絡があった者は、キャンパスメイト又は本学 HP から、「PCR 検査報告フォーム」にアクセスし、フォーム入力により報告を行う。

- フォーム入力後に、保健室又はリスクマネジメント担当職員が、報告者に電話連絡し、状況確認を行う。
- フォーム入力による報告が出来ない場合には、①と同様に連絡を行う。

4. 接触者・濃厚接触の調査

(1) 保健所による積極的疫学調査

- 保健所は、感染者が確認された場合は、感染症法に基づく積極的疫学調査を実施して、接触者・濃厚接触者を把握する。
- 保健所は、濃厚接触者に対して、自宅待機を要請し、PCR 検査を実施するが、感染拡大防止のため、接触者に対しても PCR 検査を実施する場合がある。
- 濃厚接触者の判断は保健所が行うが、判断に時間を要する場合もあるため、本学の感染症危機管理アドバイザーと協議を行って、本学の判断により、濃厚接触者に準じた対応を行う場合がある。

(2) 接触者・濃厚接触者に係る調査

- 保健所から本学に対し、接触者・濃厚接触者となった教職員及び学生に対する調査依頼があった場合は協力を行うこととし、保健室及びリスクマネジメント担当職員が聞き取り等の調査を行い、結果を保健所に報告する。
- 接触者・濃厚接触者への調査においては、保健所の指示に従い、調査対象者と感染者との接触状況や調査対象者の学内での行動等について聞き取りを行う。調査対象期間は、感染者が発症した日の2日前から調査当日までが基本となる。
- 保健所の依頼による調査とは別に、本学の感染拡大防止のため必要な場合は、教職員及び学生に対し、聞き取り等の調査を行う場合がある。

5. PCR 検査予定者及び接触者・濃厚接触者への対応

(1) 指示

- PCR 検査予定者及び接触者・濃厚接触者に対しては、検査結果が出るまで、自宅待機（出勤・出校停止）を指示する。
- 濃厚接触者は、PCR 検査結果が陰性となった場合でも、保健所から、健康観察期間中（感染者と接触のあった日の翌日から 14 日間）の自宅待機が要請される

(2) 連絡

- 接触者・濃厚接触者に対しては、保健所が自宅待機について指示を行う。なお、保健所の要請等により、本学から、自宅待機（出勤・出校停止）の指示を行う場合は、教員の場合は電話で、学生の場合はキャンパスメイトによるメール又は電

話により行う。この場合に、電話は授業時間以外とする。

- 上記において、感染拡大防止のため必要と考えられる場合（PCR検査対象者が、人との距離が近い演習等に出席している場合等）は、危機管理対策本部での協議により、授業中であっても、担当教員にPCR検査対象者に係る連絡を行うことがある。

6. 学内の消毒

(1) 消毒実施の判断

- 感染者が本学の施設内を最後に使用してから72時間以内で、学内の感染拡大防止のため必要と判断した場合は、使用した施設・設備等の消毒を実施する。
- 感染が確定していない接触者・濃厚接触者の段階であっても、感染者となる可能性が高いと判断した場合は消毒を実施する場合がある。

(2) 消毒の区域等

- 図書館、食堂、講堂、トイレ等の不特定多数の者が使用する施設を中心に消毒を実施する。
- 教室、演習室、教員研究室等の使用者が特定されており、入退室時に手指消毒を徹底している施設は、必要に応じて消毒を実施する。
- 感染者・濃厚接触者が使用した後、72時間以内に使用する予定がない施設については消毒を実施しない場合がある。

(3) 実施体制

- 事務局職員で構成する消毒チームが、保健所等の専門機関が作成したマニュアルに基づいて消毒を実施する。
- 消毒に必要な資機材（个人防护具、手指消毒剤、ペーパータオル、廃棄用ゴミ袋等）は、総務課総括担当が管理し、随時補充する。

7. 授業及び実習等

(1) 授業

- 本学において感染者が発生した場合であっても、教育の質を確保するため、可能な限り対面授業を継続する。
- 青森市内で感染経路が不明な感染者が急激に増加した場合や、本学内で複数のクラスターが発生した場合などで、感染防止対策のため必要と判断した場合は、オンライン授業へ切り替える。また、体制移行のため必要な場合は、臨時休校を行う。
- オンライン授業への移行及び臨時休校の判断については、別に、「本学における中期的な新型コロナウイルス感染症対策」に定める。

(2) 学外実習

- 本学において感染者が発生した場合であっても、実習先と協議を行って、可能な限り、学外実習を継続する。また、実習先からの要望については、個別に対応し、学科内で情報共有を行う。
- 教務学生課は、Webex を活用し、危機管理対策本部員等に対し、実習の実施状況について情報提供を行う。

(3) 自宅待機（出勤・出席停止）に係る対応

- 出席停止となった学生に対しては、学修機会を保障する。方法は、科目責任者の判断とする。
- 担当教員が出勤停止となった場合は、事前に各学科が定めた対応に従って、オンライン授業や授業変更等の対応を行う。

8. 学内施設の利用制限

本学の学生・教職員によるクラスターが発生し、学内における感染防止対策のため必要と判断した場合は、図書館等不特定多数の者が利用する施設について、利用時間の短縮や利用休止を行う。

9. 本学が実施する研修等

- 研修期間中に、本学の学生及び教職員に感染者が発生した場合、又は、研修受講者に感染者が発生した場合は、本計画に従って消毒等の感染防止対策を実施し、受講者に周知した上で研修を継続する。
- 研修期間中に、本学の学生・教員によるクラスターが発生した場合、又は、研修生によるクラスターが発生した場合で、感染拡大防止上、必要と判断した場合は、研修等の中止又は実施方法の見直しを行う。なお、クラスターの確定前であっても、必要と判断した場合は、同様の対応を行う。
- 県からの委託研修等、実施主体が本学以外の場合は、委託者等と適宜協議して、対応を決定する。

10. 教職員の服務上の取扱い

教職員の服務上の基本的な取扱いは下記のとおりであるが、保健所の指示又は感染症危機管理アドバイザーとの協議により、個別の事案ごとに対応や出勤停止の期間を判断する。

(1) 感染者

入院又は自宅療養期間は、出勤困難休暇とする。

(2) 濃厚接触者

保健所の指示に従い自宅待機（出勤停止）とし、PCR 検査の結果が出るまでの間は、

発熱等の風邪の症状がある場合は出勤困難休暇、症状がない場合は在宅勤務とする。

(3) 接触者（濃厚接触者となる可能性がある者）

- 保健所が濃厚接触者等を決定するまでの間は、感染した教職員と日常的に近距離（半径2m程度）で勤務していた者については、感染症危機管理アドバイザーとの協議により、濃厚接触者となる可能性が高い場合は自宅待機（出勤停止）とする。
- 自宅待機期間中は、発熱等の風邪の症状がある場合は出勤困難休暇、症状がない場合は在宅勤務とする。

(4) PCR 検査予定者

検査結果が出るまでの間は自宅待機（出勤停止）とし、発熱等の風邪の症状がある場合は出勤困難休暇、症状がない場合は在宅勤務とする。

この他、教職員の同居者が感染した場合の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症の検査等実施時の対応について」（令和2年12月24日付 危機管理対策本部通知）に定める。

11. 学生寮における濃厚接触者、接触者及びPCR検査予定者発生時の対応

(1) 対象者への対応

- 対象者は療養室で生活し、共用スペースの使用は不可とする。
- トイレや洗面所は専用の1か所を使用させ、他の寮生が使用しないようにする。シャワーは他の寮生の利用時間を短縮し、その使用時間以降に、対象者が使用する。
- 洗濯は、非常勤事務職員が、感染防止対策を行って、必要最低限のものを行う。
- 食事は、レジデントアシスタントが調理するか購入して配布し、食器は使い捨てのものを使用させる。

(2) 感染防止対策

- 学生及び教職員は、寮内に立ち入る際は、手指消毒を徹底することとし、寮生は寮内においても、随時、手洗い及び手指消毒を行う。
- 通常1日1回実施しているドアノブ等の消毒を1日2回とするなど、感染防止対策を強化する。
- 他の寮生に対しては、個人情報に配慮しながら、感染防止対策に係る注意喚起を行うとともに、対象者の生活及び療養に対する協力を要請する。

(3) その他

対象者が、PCR検査の結果により感染者と確定した際は、保健所に対し、速やかに、入院又は療養施設での療養を要請する。

12. 広報

- 感染者の発生については、県又は市町村が公表した場合は、本学 HP で広報する。
- 本学 HP での公表内容は、個人情報に配慮し、教職員又は学生の別、感染者の人数、本学の対応とする。

別表

対象者	報告等の手順	報告後の措置等	情報共有
①風邪症状や発熱その他の症状のある者	自宅待機の上、保健室（学生の場合は教務学生課も可）に電話連絡し、体調等の聞き取り及び指示を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健室が、感染症危機管理アドバイザーと協議し、出勤・出席停止を決定する。 ● 医療機関を受診する際は、かかりつけ医又は学校医に電話相談するよう指示する。 	<p>下記により、対象者①～⑥に係る情報共有を行う。</p> <p>【サイボウズに「出席停止になった学生一覧」を掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員及び事務局職員が、出席停止となった学生の情報を共有し、出席管理及び学修保障に活用する。 ● 一覧には、学籍番号、症状、出席停止期間、出席停止の理由等を記載する。
②医療機関を受診してPCR検査対象となった者	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者②～⑤は、自宅待機の上、「PCR検査報告フォーム」にアクセスし、フォーム入力により報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者②～⑤は、出席・出勤停止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一覧には、学籍番号、症状、出席停止期間、出席停止の理由等を記載する。
③新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査等を受けることになった者	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメント担当職員がフォームの内容を確認し、保健室又はリスクマネジメント担当職員から報告者に電話連絡し、状況確認を行う。 ● ⑥に該当する場合又はフォーム入力による報告が来ない場合は、電話連絡を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者⑥は、保健室が、感染症危機管理アドバイザーと協議し、出勤・出席停止を決定する。 ● 保健室及びリスクマネジメント担当職員は、保健室から協力要請があった場合は本学が必要と判断した場合は、対象者に対し、学内での行動等について、聞き取り調査を行う。 	<p>【Webex「接触情報・PCR検査情報共有チーム」に「PCR検査受検者一覧」を掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学長、常勤理事、各学科長及び事務局課長等が情報を共有し、感染拡大防止及び学内対応に活用する。 ● 一覧には、学籍番号、教職員氏名、PCR検査理由と結果、出勤・出席停止期間、学内行動歴等を記載する。
④濃厚接触者となった者			
⑤濃厚接触者ではないが保健所の指示によりPCR検査等を受けることになった者			
⑥同居の家族が、濃厚接触者又はPCR検査等を受けることになった場合			

オンライン授業への移行及び休校の実施について

オンライン授業への移行及び休校の実施については、県立保健大学危機管理対策本部（以下、危機対策本部という。）において検討し決定することとし、これに必要な事項を下記のとおり定める。

1. 危機管理対策本部の開催

オンライン授業への移行及び休校の実施については、危機管理対策本部において決定することとし、開催の基準は以下のとおりとする。

- (1) 本県が、国の新型コロナウイルス感染症分科会によるステージⅢを判断する5つの指標をすべて満たし、感染拡大の鈍化が見込めない場合
- (2) 本学の学生及び教職員においてクラスターが発生した場合
- (3) その他、特に学長が必要と判断した場合

2. 検討内容

- (1) オンライン授業への移行及び休校の実施の可否
- (2) 実施の期間
- (3) オンライン授業の範囲（全面的な実施又は一部実施等）
- (4) 実習その他の学外での学修の在り方
- (5) その他、オンライン授業への移行及び休校の実施に伴い必要となる措置

3. 検討に当たっての留意事項

- (1) 目的に応じた内容と期間の検討
 - オンライン授業への移行は、学生の登校に伴う学内での感染拡大防止を図りつつ、学修を継続するために行うもので、新型コロナウイルス感染症の市中感染の拡大状況を勘案して、実施を検討することが必要である。
 - 休校は、学生の登校に伴う学内での感染拡大防止、学内の大規模な消毒の実施及びオンライン授業への移行準備などを目的に、臨時的な措置として実施するものであり、目的達成のために必要な期間のみ行う。
- (2) 関連する対応の検討
 - 実施に伴い必要となる対応としては、本学が実施する研修等の実施の可否、学生の構内立ち入り及び学外者への施設貸出しなどが考えられる。
 - クラスター対策等のために必要と認められる場合を除き、教職員の勤務体制は平常通りとし、必要に応じて、在宅勤務を認める。